

総合評価方式における履行確実点の導入

(1) 趣旨

山口県が平成30年5月1日から総合評価方式における履行確実点を導入したことに伴い、本市においても現在、工事内容を実現する確実性の度合いについて技術評価点に考慮していないことから、新たに工事の履行の確実性を評価する制度を導入する。

(2) 内容

ダンピング受注を防止するため、工事の履行の確実性を評価し、技術評価点に適切に反映させるために、履行確実点を追加する。

【落札者決定方法】

$$\left[\frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者} \right]$$

[導入前]

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（10～30点）

価格：入札価格

[導入後]

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（10～30点）＋履行確実点（5点）

履行確実点：入札価格が調査基準価格未満の場合は0点とする。

価格：入札価格

(3) 適用対象工事

全ての工事（ただし、解体工事を除く。）

(4) 適用型式

全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）

(5) 実施時期

平成30年8月1日【試行実施】